

## 請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ  
(直通 048-830-6238)

## 本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。



詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ  
(直通 048-830-6238)  
又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ

## 第17回埼玉県議会フォトコンテストの作品募集中！

埼玉県議会では、県民の皆さまに県議会をより身近で、親しみのあるものとしていただくために、「埼玉県議会フォトコンテスト」を平成18年から実施しています。

どなたでも応募できます。また、複数の応募も可能です。

### 応募上のご注意

- \* 埼玉県内で撮影された未発表のもの
- \* 平成31年1月1日以降に撮影されたもの
- \* 合成写真、組写真は不可
- \* カラー写真（セピアなどは不可）

### テーマ

	一般写真部門	モバイル写真部門
テーマA	埼玉の「四季」	
テーマB	自由(フリーテーマ)	埼玉の「感動」

締め切り  
(必着)  
11月10日(水)  
17:00

### 部門・応募方法

#### 一般写真部門…A4または 四つ切り(ワイド可)

チラシ裏面の応募用紙(コピー可)を作品の裏に貼付した上で、下記へ郵送していただくか、直接お持ちください。

チラシは県議会事務局や各市町村などで配布しているほか、ホームページからのダウンロードも可能です。

《送付先》

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県議会事務局政策調査課 広報担当

#### モバイル写真部門…スマートフォンで撮影された データ(JPEG、2~5メガ程度)

以下の通り入力し、応募作品を添付して送信してください。

宛先	s-gikai@bz04.plala.or.jp
件名	県議会フォトコンテスト応募
本文	氏名 郵便番号・住所 電話番号 年齢・職業 作品名・テーマ(AまたはB) 撮影年月日・撮影場所 被写体の了承



県議会ホームページ

### 〈表紙写真〉

「第16回埼玉県議会フォトコンテスト」入選

タイトル「僕へのプレゼント」  
さいたま市 小林 直治 さん撮影  
撮影場所 さいたま市



昨年度実施した第16回フォトコンテストには、1,276点のご応募があり、審査の結果、「埼玉県議会議長賞」など、26点の入賞作品を決定いたしました。

入賞作品は、埼玉県議会ホームページの「埼玉県議会フォトギャラリー」で御覧いただけます。



埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット  
「コバトン」 「さいたまっち」